

8月から 後期高齢者医療の 被保険者証が新しくなります

現在の後期高齢者医療被保険者証(オレンジ色)の有効期限は、7月31日(木)までです。8月1日(金)から使用できる被保険者証(水色)の有効期限は、平成27年7月31日(金)までの1年間で、7月下旬に国保医療課から郵送します。

ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受け取ってもらう場合があります。

7月31日(木)までに、新しい被保険者証(水色)が届かない場合は、国保医療課(5番窓口)に問い合わせてください。



8月1日(金)以降に病院で受診するときは、この水色の被保険者証を医療機関の窓口に提示してください。

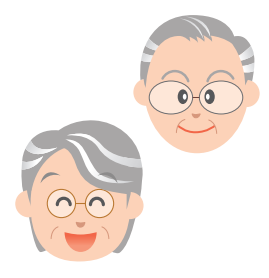
被保険者証の 自己負担割合の確認を

医療機関で受診するときの医療費の自己負担割合は、1割か3割です。毎年、前年中の所得を基に、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合を判定します。

自己負担割合は、通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市町村民税の課税所得が14.5万円以上の場合、3割になります。

ただし、要件によっては、申請することで、1割の負担割合となります(該当者には市から申請書を郵送しています)。

詳細は、被保険者証送付時に同封のパンフレットを確認してください。



減額認定証を 8月に更新

現在、使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の有効期限は、7月31日(木)です。

減額認定証をすでに持っている人で、平成26年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日(金)からの新しい減額認定証を、被保険者証とは別に、7月下旬に郵送します。

【減額認定証とは】

世帯全員が市町村民税非課税の人が、入院か高額な外来診療を受ける場合、減額認定証を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担が限度額までとなります。入院時の食費や居住費の負担も減額されます。

*新たに減額認定証の交付を希望する場合は、付を希望する場合は、国保医療課(5番窓口)で申請手続きが必要となります。

【申請に必要なもの】

被保険者証、印鑑
*非課税証明書や入院期間を確認できるものが必要な場合があります

*詳細は問い合わせ先
*問い合わせ先
▽国保医療課
☎(36) 1348

▽県後期高齢者医療広域連合
☎092(651)3111

使ってみませんか? ジェネリック医薬品

市では、宗像薬剤師会と協力して、ジェネリック医薬品を積極的に推奨しています。市内の薬局に、左の写真のようなプレートを設置しています。ぜひ、薬剤師に相談してください。



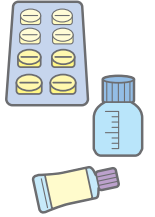
薬局に設置するプレート

ジェネリック医薬品とは?

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される医薬品です。

●ジェネリック医薬品の特徴

- ▽新薬の2~7割ほどの価格で、経済的
- ▽成分と効能・効果は新薬と同等
- ▽大きさや味、においや保存性が改良されているものもあり、飲みやすさの向上



ジェネリック医薬品に変えるときの 3つのポイント

- 1 処方された新薬の特許が切れていない場合、ジェネリック医薬品はありません。確認しましょう
- 2 ジェネリック医薬品に切り替えた場合、どのくらい安くなるか、遠慮なく確認しましょう
- 3 薬局によって、処方された新薬に対するジェネリックの取り扱いがない場合や、取り寄せ

ジェネリック医薬品 希望カード

薬剤師に「ジェネリック医薬品にしたいのですが」と要望した上で、次のポイントをチェックしましょう。

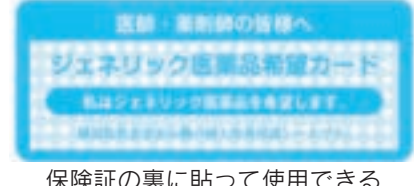
1 処方された新薬の特許が切れていない場合、ジェネリック医薬品はありません。確認しましょう

2 ジェネリック医薬品に切り替えた場合、どのくらい安くなるか、遠慮なく確認しましょう

3 薬局によって、処方された新薬に対するジェネリックの取り扱いがない場合や、取り寄せ

【処方箋】
後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更が全て不可の場合、以下に署名又は記名・押印
保険医署名

ここにサインがない場合は、ジェネリック医薬品に変更できません



保険証の裏に貼って使用できる「ジェネリック医薬品希望シール」

知っていますか? かかりつけ薬局

市では、被保険者証の裏に貼ることができ「ジェネリック医薬品希望シール」を配布しています。ぜひ利用してください。

かかりつけ薬局では、あなたの「薬履歴」を作り、あなたが飲んでいる全ての薬の名前や量、アレルギーの有無などを記録するとともに、用法、用量など服用時の注意事項を記載します。まずは、医師・薬剤師に相談してください。

問い合わせ先
国民健康保険課
国民健康保険係
☎(36) 1363

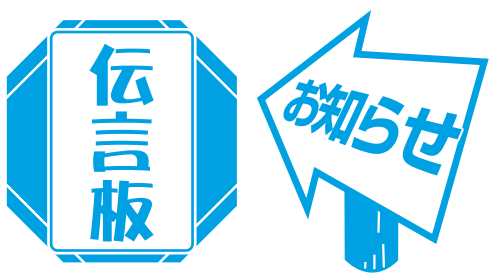


日時 8月3日(日)
午前10時~午後4時
*相談時間は1件30分
会場 天神ビル・第5号会議室(福岡市中央区天神2・12・1)
内容 相続登記や会社設立などの登記相談、悪質商法などの消費者

日時 8月5日(火)
申込・問い合わせ先 宗像市消費者交流会
☎(32) 8405

日時 8月6日(水)
午前10時~正午
場所 宗像自治会館2階・会議室(東郷)
テーマ 宗像市の都市計画「10年後の宗像市の姿」
講師 宗像市職員
定員 先着50人
参加料 無料
申込締切日 8月5日(火)

明るく楽しく学ぶ 消費者講座



日時 7月27日(日)
受付 午前10時~午後0時30分
*雨天中止
場所 八所宮キャンプ場(吉留)
内容 ゲームで仲良し、野外でおやつを作って食べよう! など
対象 4歳~小学6年生の児童(保護者同伴)
参加料 無料
持参品 タオル、水筒、虫よけスプレー
*必ず、長袖、長ズボン、帽子着用
申込締切日 7月22日(火)
申込・問い合わせ先 ガールスカウト福岡県第28団(後藤)
☎090(2508)8108

日時 8月3日(日)
午前10時~午後4時
*相談時間は1件30分
会場 天神ビル・第5号会議室(福岡市中央区天神2・12・1)
内容 相続登記や会社設立などの登記相談、悪質商法などの消費者

日時 8月6日(水)
午前10時~正午
場所 宗像自治会館2階・会議室(東郷)
テーマ 宗像市の都市計画「10年後の宗像市の姿」
講師 宗像市職員
定員 先着50人
参加料 無料
申込締切日 8月5日(火)

問題、借金などの多重債務問題、訴訟、成年後見など
相談料 無料
*事前申込不要
相談・問い合わせ先 福岡県司法書士会
☎092(663)5055

